

令和２・３年度 第６回

神奈川県住宅政策懇話会

日 時：令和４年２月７日（月）

※WEBシステムによる会議形式

午後1時58分 開会

○事務局 定刻より少し早いのですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきますと思います。ただいまより第6回神奈川県住宅政策懇話会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます副課長、坂下です。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、全員の方にご出席いただいております。

なお、本日、傍聴者はございません。

それでは、早速ですけれども、次第に基づいて進めさせていただきます。

資料は事前に郵送させていただいておりますが、お手元にご準備よろしいでしょうか。

では、これ以降の進行につきましては、大江座長によりお願いいたします。

○大江座長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、前回の議事録の議事要旨とスケジュール等についてご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1「神奈川県住生活基本計画の見直し検討等の状況について」をご覧ください。

まず、1「スケジュール」ですが、これまで第1回から第5回まで議論を重ねていただきまして、今回は一番右側、最後の第6回懇話会になり、改定案をお示しいたします。

次に、2「懇話会における検討項目」について、裏面をご覧ください。四角で囲っておりますが、県住生活基本計画の改定案や、改定素案に対する住宅政策懇話会の意見、また県民及び市町村等の意見について、ご議論いただく予定です。

3「議会報告」ですが、建設・企業常任委員会へ、昨年7月改定について、また12月改定素案について、ご報告しています。

4「市町村・庁内関係課等意見照会及び県民意見募集」については、後ほど別の資料でご説明させていただきます。

最後に、5「今後の予定」ですが、3月ごろに改定案を議会に報告し、国土交通大臣への法定協議を経まして、3月末に本計画を改定することとしております。

ここでご報告がございます。

資料3の改定案をご覧ください。

1ページをお開きください。昨年12月に改定素案を議会に報告した際、現行計画に基づき実施した主な施策とその実績及び今回の主な改定内容を明記すべきとの意見があり、こ

の「はじめに」のページを追加しております。

また、3ページをご覧ください。議会報告の際、あわせて住生活基本計画と高齢者居住安定確保計画や地域住宅計画等との体系的なつながりがわかりづらいとの意見があり、関連性の解説を加えましたので、ご承知おきください。

続きまして、資料2をご覧ください。「第5回神奈川県住宅政策懇話会での議論要旨について」、ご説明させていただきます。

前回の「主な議題・論点」ですが、県住生活基本計画についてご意見をいただきました。下の枠の中に委員の方々からいただいた主なご意見をまとめておりますので、アンダーラインの部分を中心に読み上げさせていただきます。

＜神奈川県の住生活をめぐる状況について＞

- ・コロナ前の2019年と、コロナに入ってから2020年ということ認識して人口移動の状況を比較すると、人が動くという点においては20～30歳代に注目すべきだということが分かった。50歳代を超えると、大きな動きがない。
- ・おそらく20歳代は単身で動いており、30歳代と40歳代前半あたりは、10歳未満の子ども達も一緒に動いている。
- ・20歳代は、田舎から都会へ行きたがり、30歳代以降は、逆に都会から田舎へ移っていくのではないかと。特に、子育て世帯が子どもを連れていく形が見えてきたと思う。
- ・20歳代が東京への移動を少し抑制している。つまり、通勤や通学のために東京へ移動するということをしなくなっている。おそらく、リモート授業やリモートワークに関連していると思う。
- ・30歳代がより多く、県央や湘南に移ってきている。より広い住宅を求めて、これまで狭くても利便性を重視していたところから、少しウェイトが変わってきたのではないかと。
- ・20歳代が実家に住んでおり、そこから通勤・通学の利便性の良いところへ移動することを控えているとすれば、コロナが終息したあとに、また動く可能性がある。しかし、30歳代あるいは40歳代が住宅取得を目的として郊外に展開するという動きに関しては、一度動いた人は、また元に戻ることは、あまりないかもしれない。
- ・リモートでの働き方が定着してくれば、このような動きが続くかもしれない。

といったご意見をいただきました。

改定素案についての委員の皆様からのご意見については、それに対する県の考え方も含

めまして、後ほどご説明いたします。

資料 1、2 の説明は以上です。

○大江座長 ただいま事務局からの資料のご説明がございましたが、これに関してご質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。

本日の議題は、「神奈川県住生活基本計画について」でございます。それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料 3 と資料 4、2 つの資料を使ってご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。

まず、資料 4 「神奈川県住生活基本計画の改定素案に対する住宅政策懇話会の意見（概要）について」をご覧ください。

資料の右上に凡例を記載しています。○が「懇話会意見要旨」、●が「県の考え方（案）」で、その下の各四角枠内の文章の頭に付した○、●がそれぞれ対応しています。

まず、意見番号 1 です。

資料 3 の該当ページは 1 ページ目ですので、そちらもあわせてご覧ください。

○どのような団体と連携するか記載されており、自治会や町内会が挙げられているが、自治会、町内会に限らず、多様な地域組織がある。例えば、マンション管理組合についても名前が挙がっていれば、励みになるのではないかと思う。
というご意見を踏まえ、追記修正しております。

資料 3 の修正した文章には、アンダーラインを引いております。アンダーラインの 2 行目に「マンション管理組合」を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

県は、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進めるため、県民や N P O、民間事業者、自治会、マンション管理組合、公的団体、行政などの様々な主体が、共通の目標に連携・協働して取り組む指針となるよう、本計画を改定します。
としております。

次に、意見番号 2 です。

資料 3 の該当ページは 15 ページです。15 ページをお開きください。

○目標 2 の災害関連に対応する現状分析がないので、付け加えた方がよいと思う。

というご意見を踏まえ、資料3の15ページを追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

カ 地震被害想定

神奈川県地震被害想定では、都心南部直下地震（横浜、川崎で震度6強）において、全壊棟数は64,500棟に及ぶものと想定されています。

キ 土砂災害発生件数

2019（令和元）年における本県の土砂災害発生件数は214件で、全国2位となっています。

次に、意見番号3です。

資料3の該当ページは16ページですので、16ページをお開きください。

○「コロナ禍に伴う変化」について、報告いただいた県内の人口移動分析の結果を付け加えた方がよいと思う。

○報告いただいた県内の人口移動分析の結果は、コロナで人の移動がどのように変わったかを示しており、今回の計画と非常に関連があると思う。計画に報告いただいたデータを差し込むことによって、目標1の設定に大きく貢献するバックデータになり得ると思う。

というご意見を踏まえ、追記修正しております。

アンダーライン部分を追記いたしました。読みますと、

県内の動きとしては、川崎・横浜地域から県央地域及び湘南地域への転出超過が増加した一方、三浦半島地域及び県西地域は、大きな変化がありませんでした。

また、図の下アンダーライン部分に※印で記載のとおり、「地域別の人口移動の変化については、参考資料に詳細を掲載しています。」

95ページをご覧ください。95ページに県全体の概要を、96ページから100ページにかけて地域別の人口移動の変化をまとめております。

次に、意見番号4です。

資料3の該当ページは29ページです。29ページをご覧ください。

○居住支援協議会は、災害時のみなし仮設住宅入居後の出口など、災害時においても、重要な役割を果たしている。目標2に、居住支援協議会があることにより円滑に恒久住宅が確保できる、といったことも触れた方がよいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正しております。

アンダーラインの1行目に「居住支援協議会等と連携」を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

県では、居住支援協議会等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の活用による住まいの速やかな提供を検討するとともに、災害公営住宅の整備等により、恒久的な住まいを確保していきます。

次に、意見番号5です。

資料3の該当ページは30ページです。

○施策(3)「子育て支援施設等の整備の促進」について、拠点施設を整備することとし、成果指標も設定されているが、事業主体は公的団体になると思われるので、それを本文中に明記した方がよいと思う。また、どこで拠点整備を行うのかについては、あまり使われていない集会所や、場合によっては空き住戸を用途廃止しながら、地域のNPOを巻き込みながら作っていくなど、具体性を持って記載するとよいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

アンダーラインの本文の2行目に「公的賃貸住宅」の記載を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

子育て世帯が安心して子育てを行い、居住の安定を確保することを目的として、公的賃貸住宅の空き住戸等を地域で活動するNPOに貸し出すことなどにより、子育て支援施設等の拠点施設を整備し、多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境整備を促進します。

次に、意見番号6です。

資料3の該当ページは42ページです。42ページをご覧ください。

○今回の改定に伴い、住生活基本計画に、賃貸住宅供給促進計画とマンション管理適正化推進計画を含んだ形になるので、目標のところにも、それが明確に出ていた方がよいと思う。賃貸住宅供給促進計画は目標5で受けていることが分かるが、マンション管理適正化推進計画は目標の中にその言葉やキーワードが見えない。目標6にマンション関連の施策があるため、目標6の記載を工夫した方がよいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

一番上のアンダーライン部分、目標6をご覧ください。

目標6の後半部分に「マンション」の記載を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

目標6 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進

としております。

次に、意見番号7です。

資料3の該当ページは同じく42ページです。

○空き家を省エネ改修して新たに市場に出すことで、空き家問題と省エネ性能を上げることが同時解決できる可能性があると思うので、目標6などにそういった記述があった方がよいと思う。また、耐震改修と省エネ改修も同時にできることがあると思うので、そういったつながりもあった方がよいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

修正箇所は42ページの本文の最終段落です。読みますと、

さらに、国では、新築住宅や既存住宅の省エネルギー性能表示に関する仕組みの構築とともに、省エネルギー性能の高い住宅の整備や、既存住宅の省エネルギー改修、耐震改修等を総合的に支援する事業の創設を検討しているため、今後これらの動向も踏まえながら制度の普及啓発等を行います。

次に、意見番号8です。

資料3の該当ページは52ページです。

○空き家の出口について、福祉的に地域で活用することも多いと思う。施策(3)「空き家の利活用の促進」について、福祉との連携について少し触れた方がよいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

アンダーラインの本文、3行目の最後に「福祉施策と連携」を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

県内では、市町村による空き家を移住のためのお試し居住に活用する取組や、住宅地のエリアマネジメントを行うNPO等による地域の交流拠点として活用する取組、一般社団法人かながわ福祉居住推進機構等による福祉施策と連携した取組など、地域の実情に応じて、様々な利活用の取組が進められています。

次に、意見番号9です。

資料3の該当ページは74ページです。

○「(5) 関係団体との連携」の「マンション管理の金融支援や賃貸住宅等の管理を行

っている公的団体である住宅金融支援機構や県住宅供給公社等と連携」の記載について、少し違和感がある。マンションの管理を支える身近なところでは、マンションの管理会社の協会があるので、そちらとの連携を行った上で、住宅金融支援機構や県公社等が入ってくるのが自然だと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正を行っております。

アンダーラインの本文1行目に、マンション管理業協会などを追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

また、マンション管理センターやマンション管理業協会、住宅金融支援機構、県住宅供給公社など、マンションの管理に関わりのある様々な公的団体等と連携することにより、マンション管理適正化に向けた取組を推進します。

次に、意見番号10です。

計画全般に関する内容で、

○用語解説については、参考資料ではなく、各用語の該当ページの下にある方が、読みやすいと思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

資料3の23ページをご覧ください。各用語の該当ページに、脚注で解説を載せました。

次に、意見番号11です。

同じく計画全般に関する内容で、

○文章が多いので、表やグラフ、図などがあつた方が、理解が進むと思う。また、QRコードなどがあれば、より理解が深まると思う。

というご意見を踏まえ、追記修正をしております。

資料3の先ほどと同じ23ページなどに写真や図などを追記しています。

なお、QRコードについては、計画期間内のホームページ更新等により、リンク切れが生じる可能性があるため、掲載しないことといたしました。

資料4の説明は以上です。

○大江座長 ただいま事務局からございました説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大月先生、何かございますか。

○大月委員 大変丁寧にご対応いただきありがとうございます。特に異論等はありません。

○大江座長 齊藤先生もいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○齊藤委員 ご丁寧にどうもありがとうございます。大丈夫です。

○大江座長 落合委員、よろしいですか。

○落合委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○大江座長 小西委員、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○小西委員 大丈夫です。

○大江座長 それでは、廣川委員。

○廣川委員 特にございません。ありがとうございます。

○大江座長 井出委員もいかがでしょうか。

○井出委員 大丈夫です。

○大江座長 では、前回の懇話会で出された意見が、非常にきちっと対応されて、改定案のほうに含まれたということで、議題（２）に関しましてはご了承いただいたということで、次に進みたいと思います。

それでは次の部分で、市町村等のご意見、それから県民のご意見等について対応したところということで、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料５をご覧ください。「神奈川県住生活基本計画の改定素案に対する県民及び市町村等の意見（概要）」についてです。

資料の右上に凡例を記載しています。◎が「県民意見要旨」、○が「市町村等意見要旨」、●が「県の考え方（案）」で、その下の各四角枠内の文章の頭に付した記号が、それぞれ対応しています。

まず、意見番号１、県民からの意見です。

資料３の該当ページは３ページですので、お開きください。

◎県の計画と全国計画とのつながり、関係が分かりづらい。県と国の計画を結ぶ矢印にある「即す」は、「連携」の間違えではないか。

これに対しての県の考え方は、

●住生活基本法で、都道府県は、全国計画に即して、都道府県計画を定めるものとされています。ご意見を踏まえ、「即す」を「全国計画に即して定める」に修正しました。

修正箇所は資料３の３ページ、アンダーライン部分です。

次に、意見番号２の県民意見です。

資料3の該当ページは8ページです。8ページをご覧ください。

◎グラフ凡例の給与住宅とは何か。用語の解説がほしい。

これに対しての県の考え方は、

- 給与住宅とは、会社などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として社員等が居住している住宅で、いわゆる「社宅」などと呼ばれているものです。ご意見を踏まえ、用語の解説を追加しました。

としております。

修正箇所は資料3の8ページ、アンダーライン部分を追記しています。

次に、意見番号3の県民意見です。

資料3の該当ページは18～19ページです。18ページの真ん中に県の目標1～9を、19ページの上半分にある四角の中に国の目標1～8を記載しています。

いただいた県民意見は、

- ◎県の目標1～9と国の目標1～8について、表記を合わせられるところは合わせるべきである。

これに対しての県の考え方は、

- 全国計画に、表記を合わせられるところは合わせていますが、県の他の関連計画等に記載があるところは、その表記に合わせています。

としております。

次に、意見番号4の県民意見です。

資料3の該当ページは20～21ページです。

◎目標の文字色、茶系の色が読みづらい。

これに対しての県の考え方は、

- ご意見を踏まえ、文字を読みやすくするため、文字色を黒に変更しました。

次に、意見番号5の市町村等からの意見です。

資料3の該当ページは23ページです。

○施策(2)「新技術を活用したDXの普及・啓発」と、成果指標「市町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープラン等を定めた市町村の人口カバー率」との関連性が不明。

これに対しての県の考え方は、

- 成果指標は、主な施策の効果を分かりやすく県民に示すものです。ご指摘の指標「市

町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープラン等を定めた市町村の人口カバー率」は、施策（１）「住まい方の多様化・柔軟化の推進」のために設定しています。22 ページに施策（１）があります。

次に、意見番号６の市町村等意見です。

資料３の該当ページは 32 ページです。

○公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点設置併設率については、全国計画の目標値（おおむね４割）としていただきたい。

これに対しての県の考え方は、

●本指標について、全国計画の目標値はおおむね４割ですが、現状値は 29％です。県内の現状値は、2019（令和元）年時点で 37％であるため、おおむね５割を目標値としています。なお、公的賃貸住宅は、公営住宅、改良住宅、公社賃貸住宅、UR 賃貸住宅などを指しています。

次に、意見番号７の市町村等意見です。

資料３の該当ページは 35 ページです。

○県住宅供給公社では、令和３年度、一般賃貸住宅の付帯サービスとして「ＩＴによる見守り支援（通信機器をトイレや冷蔵庫等に設置し、一定期間ドアの開閉がない場合に、緊急連絡先に登録された方へメールでお知らせする安否確認サービス）を導入することとした。何らかの記載を検討してほしい。

というご意見を踏まえ、追記修正しております。

追記箇所は資料３の 35 ページ、アンダーライン部分です。

次に、意見番号８の市町村等意見です。

資料３の該当ページは 38 ページです。

○県営住宅への入居支援対象者として「障がい者世帯、母子・父子世帯、DV 被害者等」と記載されているが、「犯罪被害者」の語句を明記してほしい。

というご意見を踏まえ、追記修正しております。

修正箇所は、資料３の 38 ページ、上側のアンダーライン部分です。２行目に「犯罪被害者」を追記いたしました。

アンダーライン部分を読みますと、

さらに、県営住宅の募集にあたっては、障がい者世帯、母子・父子世帯、DV 被害者、犯罪被害者等について、引き続き、抽選の当選率の優遇や単身者向け住宅への入

居、身体障がい者向け住宅の提供等を行います。

次に、意見番号9の市町村等意見です。

資料3の該当ページは同じく38ページです。

○公的賃貸住宅について、セーフティネット機能の役割を担っていることは認識しているが、公営住宅を補完することを前提として供給されたわけではないため、「公営住宅を補完（として、するものとして）」を「公営住宅とともに」に修正をお願いしたい。

というご意見を踏まえ、追記修正しております。

修正箇所は、資料3の38ページ、下側のアンダーライン部分です。3行目を「公営住宅とともに」と修正するとともに、その他の計画内で「公営住宅を補完」と記載していた箇所を修正しております。

アンダーライン部分を読みますと、

公営住宅以外の公的賃貸住宅も、高齢者などの住宅確保要配慮者に対して既に良質な住宅を供給していることから、今後も引き続き効果的に活用することによって、公営住宅とともに、県全体の住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

次に、意見番号10の市町村等意見です。

資料3の38ページなど、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する意見です。

○児童養護施設退所者が自立したくても様々な理由で民間賃貸住宅に入居できていないことがある。また、在園時に卒園後に備えて一定額をアルバイトで稼がざるを得ない状況であるため、学業や部活動を一定程度控えている現状があり、自立に向けた住まいの確保の面でも支援が必要。児童養護施設退所者への支援策を拡充していただきたい。

○住宅確保要配慮者の範囲について、児童養護施設の退所者だけでなく、里親委託を解除した児童や自立援助ホームを退所した児童などを含めた表現にするため、「児童養護施設退所者」の記載を「児童養護施設退所者等」と「等」を追加していただきたい。

これに対しての県の考え方は、

●本計画では、児童養護施設退所者についても住宅確保要配慮者としており、セーフティネット住宅の登録促進等により、その居住の安定確保を図ります。

●ご意見を踏まえ、「児童養護施設退所者」を「児童養護施設退所者等」に修正しまし

た。

としております。

資料3の64ページをご覧ください。

アンダーラインを引いている児童用養護施設退所者に「等」を追記し、ページの下側の用語解説に定義を追記いたしました。

次に、意見番号11です。

資料3の41ページに対する意見です。41ページをご覧ください。

県民からの意見として、

◎施策(5)「多様な住宅確保要配慮者への居住支援」として、LGBTへの支援はどう考えているのか。

市町村等からの意見として、

○住宅確保要配慮者の記載について、かながわ人権施策推進指針の表記とあわせるため、「LGBT」から「性的マイノリティ」へと修正してほしい。

これに対しての県の考え方は、

●本計画では、LGBTについても住宅確保要配慮者としており、セーフティネット住宅の登録促進等により、その居住の安定確保を図ります。

●ご意見を踏まえ、「LGBT」を「性的マイノリティ」に修正しました。

資料3の64ページをご覧ください。

賃貸住宅供給促進計画で定める住宅確保要配慮者について、アンダーラインを引いているとおり、「LGBT」を「性的マイノリティ」に修正しました。

次に、意見番号12の県民意見です。

資料3の該当ページは42ページです。42ページをご覧ください。

◎現行計画の「目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用」が「目標6 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進」に変わっているが、「良質な住宅ストック」とは、「脱炭素社会に向けた」ものだけではない。人命のための「安全」の方が重要であり、「脱炭素社会の実現に向けた」に変えるのはおかしい。

これに対しての県の考え方は、

●ご意見のとおり、人命のための安全は重要と考えます。また、近年、気候変動の影響などにより、自然災害が激甚化・頻発化しています。そのため、今回の計画改定

にあたっては、目標 2 に「安全・安心な住まいまちづくり」を掲げ、その中で「安全な住宅・住宅地の形成」に取り組むこととしています。

次に、意見番号 13 の県民意見です。

資料 3 の該当ページは 47 ページです。

◎老朽化した公共住宅の建替えは、高齢者や子育て世帯、低額所得者等の生活安定につながり、経済活性化にも関係する。是非積極的に推進してほしい。

これに対しての県の考え方は、

●県では、2019 年に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定し、建替えに集中して取り組むこととしており、現在、10 年間で 28 団地約 7 千戸の建替えに着手しています。

次に、意見番号 14 の県民意見です。

資料 3 の該当ページは同じく 47 ページです。

◎公共住宅の建替えにあたっては、都市計画法や建築基準法上の制限、容積率や高さ制限等を緩和することで、建替えしやすくなる場合があるので検討してほしい。

としており、今後の取り組みの参考とさせていただいております。

次に、意見番号 15 の市町村等意見です。

資料 3 の該当ページは 54 ページです。

○施策（1）「住宅におけるかながわ県産木材活用の推進」において「CLT等の新たな部材を活用した工法の普及等を進め」と記載されているが、県産木材を用いた CLT等の普及は、県内加工業者の規模の関係上難しいため、「県産木材の利用を促進するとともに」等に修正していただきたい。

これに対しての県の考え方は、

●ご意見を踏まえ追記修正しました。なお、CLTについては、脱炭素社会の実現に向けた、県産木材に限らない取組として、目標 6 に記載しました。

としております。

CLTの記載箇所について、資料 3 の 54 ページから 42 ページへと変更しております。42 ページをご覧ください。アンダーラインを引いている本文の上の段落に CLT の記載を行いました。

アンダーライン部分を読みますと、

また、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電や蓄電池の普及をはじめ、年間での

一次エネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅、ZEHの普及やストックの拡充等を推進するとともに、炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及やCLT等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進を図ります。

としております。

次に、意見番号16の県民意見です。

資料3の該当ページは81ページです。

◎「イ 公的賃貸住宅の活用」について、別ページで、公的賃貸住宅には公営住宅も含むと脚注で解説されているため、「県内には」の次に「公営住宅のほか」を挿入した方がよい。

これに対しての県の考え方は、

●ご意見を踏まえ、「公営住宅のほか」を追加しました。

としております。

資料3の81ページ、アンダーライン部分を読みますと、

「イ 公的賃貸住宅の活用」県内には、公営住宅のほか住宅供給公社やURなどが管理する賃貸住宅や地域優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅など、約9万5千戸の公的賃貸住宅があります。

次に、意見番号17の県民意見です。

計画全般の意見として、

◎住宅供給公社の表記について、「公社」と「住宅供給公社」が混在している。

といただいております、ご意見を踏まえ、「住宅供給公社」の表記に統一しています。

次に、意見番号18の県民意見です。

◎横浜市旭区・瀬谷区の米軍返還地について、国際園芸博覧会ではなく、高齢者やコロナ禍で収入が減少している人々、特に若手の生活を支える県営住宅の予定地にした方がよいと思う。定着する市民を増やし、家賃収入や市民税・県民税が安定する方がよい。

これに対しての県の考え方は、

●横浜市旭区・瀬谷区の米軍返還地の利用については、横浜市を中心に引き続き検討が進められるものと認識しています。

資料の説明は以上です。

○大江座長 ありがとうございます。丁寧な対応をいただいていると感じておりま

した。

委員の皆様からのご質問、ご意見等はございますか。

○大月委員 市町村のご意見に対しても、県民のご意見に対しても、大変丁寧に答えられていて、この結果については、私、全く異存はございません。

ちょっと質問させていただきたいのですが、特に県民の意見ということで、ご説明の中で、URとか公社から意見があったというものも入っていたように思います。全部の意見を見ていると、結構細かく読み込んでいただいて、いわゆる素人さんからの意見がなさそうな感じに見えますが、いわゆる業界団体、協会とかああいうところから出てきた意見がほぼほぼで、本当に一県民の意見が少なかったのか、あるいは、そうではないのか。その辺の事情をお聞かせいただけませんか。

○事務局 今回、県民の皆さまからは、トータルで5人の方からご意見をいただいています。5人のうち4人の方は、多分一般の方かなというような意見でした。しかし、残りの1人の方は、委員ご指摘のとおり、専門的な知識をお持ちと思われまして、細かい意見を多く出していただいています。ただ、記名もないので、その方がどういった方かはわかりません。その方は行政の知識もあると思われ、専門的な意見が多くなった状況です。

○大月委員 いずれにせよ、個人の方が4名だとしても、非常に細かく読み込んでいただいているような感じで、パブコメとしては大変よかったのではないかなと思います。

意見でした。以上でございます。

○大江座長 ご丁寧に対応いただいたということで、このご意見によって、より洗練された形になってきていると思います。

それでは、今日は最後の懇話会でございますので、委員の皆様から、この1年半近くの6回にわたる懇話会を通してお感じになったこと、あるいは、この計画ができて、これからこれを実施につなげていくわけですが、将来を見通した展望の中でお考えになっていること等を、どんなことでも結構ですので、ご発言をいただければと思います。

ご発言の順番ですが、副座長の月大先生と齊藤先生に最初に伺って、その後、名簿順でいきたいと思いますので、そんなことでよろしいでしょうか。

それでは、大月委員から、よろしくお願いします。

○大月委員 この一連の議論を通して、ちょっと述べさせていただきます。

一番最初にこの議論を始める際に、県の若手職員の方々が中心になられていたと思いますが、今後の県政の中で住宅政策をどうやって担っていくかということについて、幾つか

今後もこの計画を実現していく上で、やはり市町村の協力と連携が欠かせないと思いますので、上司の課長、部長さんには、そういった若い人々が県土の各地にどんどん赴くように尻をたたいていただいて、旅費とか時間の融通もきかせてあげると、若い人がもっと頑張ってこれを実現してくれるのかなと思います。それが私は印象深かったのも、それをぜひ神奈川県職員の特征としてやっていただければありがたいと思います。

こうしたエビデンスベーストを県単位できっちりデータで出していくのは、計画をつくる姿勢として非常に重要だと思います。この点も高く評価しておりますので、今後ともそうした感じでやっていただければ大変ありがたいなと思っております。

口幅ったい言い方ばかりで申しわけありませんでした。以上でございます。

私も大月委員と同じでございまして、非常に丁寧に、神奈川県の良い事例を調査されていて、本当にわくわくするような事例をたくさん教えていただいて、大変勉強になりました。

つまり、我々は何に向かっていっているのかということで、ああいうふうになればいい

とか、こんないい事例があるというのがすごくわかりやすい。この冊子の中に入れようというわけじゃなくて、そういったものがいい事例と連携して、イメージができていくというのもすごく大事ななと思いました。

多分、県の中でもいい事例があって、同じ行政の立場ですのし、県内の自治体がそうした良い事例を通じてお互いに学び合うことが早く、わかりやすい。そして、県民の皆様の意識の向上には、いい事例を見ることがすごくわかりやすいのではないかと思います。諦めないで、こんなすばらしい事例があるということがわかればいいなということで、この基本計画のバックグラウンドになっている、先ほど言っていた量的なデータ、そして質的なデータをともに連携して生まれてきていることがわかるような形に持っていったらなと思いました。

本当にすばらしい事例を私もたくさん教えていただいて、ますます神奈川県が好きになったところでございます。

2点目は、今回の住生活基本計画の中で、私が強く関連してきましたマンション管理の適正化の推進計画と連携をしていただいたこと、本当に新しい時代が来たのだなと思います。マンションの政策がなかなか行政の中に位置づけていただけなかった何十年前に比べますと、こうして重要な政策に入ってきているなということを改めて思います。そういう意味では、県のレベルにおきましてもマンションの管理の政策は非常に重要です。

今回、非常に興味深いのは、やはり県レベルでやるというのが、わかりやすく言いますと、町村レベルになると、どちらかというと、リゾートマンションを対象にしっかりと見ていくというところをしっかりと据えられたのは、本当にすばらしく、先見性があるということです。また、他の都道府県に対しても先駆性があるということではないかと思います。リゾートマンションの課題がありますので、そういったものに今後も独自にしっかりと対応していった、適正な管理推進計画のもとで適正に管理をしていただけるということを推し進めていく必要があるのかなと思っています。

そして、今改めて全体像を見ますと、マンションの中でも管理適正化推進計画がしっかりと前面に出ている一方で、再生に関しては少し影が薄くなっている側面もあるのかなとちょっと思いました。全体の中で強弱をしっかりとしていく、強化するものとそうじゃないものがあるということかもしれませんが、そのあたりが今、改めて全体図を眺めたら気になったところでございます。

それにいたしましても、非常にご丁寧な対応をしていただきまして、また、委員の皆様

からいろいろご指導いただきましたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○井出委員 県におかれましては、意見に対しまして十分な対応をしていただきまして、ありがとうございました。

私は福祉の立場から少し発言をさせていただきます。

前回の会議でも福祉施策との連携ということでお願いをしたところでございます。私は途中からこの会議に参加しておりますが、この計画を拝見しまして、やはりこの住宅政策が今後の高齢社会における対策のありようとして非常に大事ななと思いました。

ご案内のとおり、2040年問題と言われていますが、高齢者がこれからふえてまいります。2040年になりますと、まさに65歳以上、それから75歳以上がピークになってくる。一方で、介護保険の負担者は、実はそろそろピークで減り始めている。福祉の人材も、これから確保が非常に大変になってきます。そういう意味で、福祉施策は、金銭的にも人の面でも一つの限界がだんだん見えてきている。そういう中で、この住宅、ハード面でのいろいろな施策と連携することによって、その辺を乗り切れるのではないかと期待しております。

多くの高齢者の方が自分のお住まいで自立して生活できるような環境、地域コミュニティもそうですけれども、こういった地域で生活できる環境をつくっていただければ、福祉サービスとの連携の中で、よりよい社会がつかれるかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○落合委員 長期にわたって大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

大月委員と齊藤委員と同じことを言うのも大変恐縮ですが、私も最初から参加させていただいておりまして、最初に地域の独自の取り組みを若い職員さんが取材をし、自分の言葉で整理されたことが非常に印象的でした。

今回、この計画をいただいたときに、最初にそれがどこに書かれているのか探しましたが、ちょっと見当たらずで、58、59ページあたりかなとは思いましたが、これはもっとあってもよかったなということとともに、ただ、全体的な報告書のトーンが非常に明るいもの、未来志向な感じがしましたので、全体のトーンの中に溶け込んでいるのかなというふうな印象を持った次第でございます。

2点目として、先ほど市町村とか市民のいろんなご意見の中で、現在、入居制限がかかっていらっしゃるような児童養護施設の退所者の方ですとか、あるいは犯罪被害者の方と

いった言葉も加えていただきました。やはり今、コロナ禍ということもあって、入居制限がかかる、要は住宅から排除される方が非常に多くなっております。

そういった方々の居住の安定をきちんと保証するために、まず、この県の計画に明記していただいたことは大変大きいと思っております。これを手がかりとして、これから市町村とか現場のほうで意識して改善されていくといいと思った次第です。

3点目として、健康団地とか、神奈川独自の取り組みがございますけれども、住民や地域のいろんな福祉主体が活動するに当たって、住宅供給主体が、単にハードの提供だけではなくて、コーディネーターとかマネジャーとして、全体をマネジメントしながら支えていращやるのかなと思っております。

そういった観点から、今後は公的主体のみならず、民間のデベロッパーなども含めて、住宅を供給された方々が地域コミュニティをうまく回していような、そういった下支えしていくという役割もこの計画から読み取れるのかなと思った次第です。

○小西委員 長い間、私のほうもいろいろと教えていただきまして、ありがとうございます。

ちょっと質問ですが、基本計画がこれはこれで完成ということにはなりますが、概要版みたいなものをお考えなのかどうか。もう少しコンパクトに、さわりの部分というのか、そのところを短時間で理解したいという要望もあるようだったら、ちょっと考えていただければと思います。

もう一点、お送りいただいたものを読んでいてちょっと気になったことですけれども、目標6の脱炭素社会の実現に向けてとして、電気自動車の蓄電池の活用を促進するとあります。多くの自動車メーカーが電気自動車の製造にシフトして、世界的にそっちのほうに動いていっている。次世代自動車に必要な充電設備、戸建ての場合はそう問題ではありませんが、マンション等の集合住宅の場合に、自宅における充電で充電渋滞が起きないか。そのようなことに対する記述がちょっとあってもいいのかなと。今後、この点が大きな問題としてクローズアップされてくるのかなと、ちょっとそんな気がしました。

あと、私は福祉にかかわる仕事をしていますが、やっぱり住むところはその人にとって非常に大きい問題です。いろんな理由で転居したり、住むところがなくなったりしていますが、ぜひ現場の意見を定期的に吸い取っていただいて、それを政策の中に反映できるように、今後もずっと続けていっていただきたいな、それをお願いするところです。

○大江座長 今、ご質問ということでしたので、概要版、多分毎回つくっているの

で今回も出ると思いますが、事務局のほうからこの点についてご発言いただけますか。

○守屋住宅計画課長 概要版については、前回もつくってはいなかったのですが、今のところつくる予定はございませんでしたが、ほかの業務との兼ね合いや職員のマンパワーもありますので、いただいた意見を参考に内部で検討したいと思います。

それと、目標6のV2Hの関係については、今後、具体の施策を進めていく中で、ご意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思います。

○廣川委員 私は市町村としてこの計画を実践していく立場になると思いますが、神奈川県さんのご支援をいただきながら、しっかりと連携してまいりたいと思います。計画は立派だけれども実践が伴っていないということでは困りますので、そこはしっかりしていきたいなと思います。

あとは、計画はつくったときから陳腐化していきますが、ある意味、コロナの時期で、いいタイミングにやれたのかなと思います。3年前につくったものであると、すぐ直さなきゃいけなかったと思いますが、このタイミングであれば、次の5年後までには十分この計画で取り組んでいけるのかなと思います。

最後に、次はぜひリモートでなくてさまざまな意見交換ができるような場であればいいなというふうに願います。オンラインですと現場の意見をお伝えすることがなかなか難しかったところもあります。今回、計画をつくっていただきましたけれども、実際に現場はこうですという事情をほかの委員の皆さんとも共有できたらよかったなと思います。ただ、こういう限られた、それからリモートという中で、神奈川県さんには立派な計画をつくっていただいて本当に感謝しています。ありがとうございます。

○大江座長 確かに一度も実空間でお目にかかることなく過ぎてしまったというのは、私もとても残念に思っております。

最後に、短めにコメントをしたいと思います。

大月委員を初めとして、市町村との関係についてご発言がありましたけれども、長年この懇話会に参加させていただいて、一貫して市町村の住宅政策をどう支援していくかというのが課題であり続けてきたと思います。時代がどんどん変化する中で、神奈川県、特に政令指定市以外の市町村の状況というものが、地域差がより明確になった。つまり、課題がそれぞれ同様な部分と違う部分が割とはっきりしてきているとも感じています。

そういう中で、神奈川県が市町村と連携して、課題を共有できるような市町村同士の意見交換の場であるとかそういうものをつくっていただきながら進めていくことが、より一

層大事になってきていると思います。この点について、県がリーダーシップをとられて、支援とか協働とかいう形で進めていっていただけるといいなと思います。

何人かの委員の方からご意見がありましたように、この計画をつくるに当たって、職員の、特に若手の方たちが現場に出向いて、さまざまな調査や意見交換を行ってきた。これは非常に大事だし、とてもいいことだったと思います。本当に手づくりの計画として、すごく中身が充実した、実体がある計画になったと思いますが、そういった力がこれからも続いていくように、どういう場を設定したらいいか、これをやっぱり考えていただければと思います。

そのときに、例えば1つのやり方として、大月委員や齊藤委員にご協力をいただいて、大学の研究者や学生とともに、ある種のプラットフォームをつくっていくことも一つできるかもしれません。何か機運が醸成されてきたところでもありますので、小さくてもいいので、いろんな形で一緒に話し合っただけで施策を実現していくような、そういう場の設定をこれから5年、10年の中でつくっていただけるといいなと思います。

そういう中で、非常に貴重な事例に関してもうまく活用されていったりするかもしれませんし、それが冊子になったり、あるいはウェブになったりとかいう形で、情報がよりいい形で流通していくことも期待できるのではないかと思います。

この計画は、これを出発点として、以前よりも恐らく実施が近づいているような、現場と計画の間の関係が前よりも緊密になってきているような印象を長年やっていて受けるので、とてもいい方向に来ていると思います。ぜひこの方向性を進めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、委員の方々のご発言に関して、それにレスポンスする形でご発言があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○守屋住宅計画課長 令和元年度からこの検討を初めて、令和元年度の準備段階のときに、ちょうど先ほど大月先生が言われたような、県内の県西地域や三浦地域における取組事例の研究を行いました。

真鶴町や三浦半島の三浦市における取組み、例えば、お試し体験居住の取組みや、空き家を活用した地域の活動拠点の取組みなどを調査して、いろいろご紹介したりしました。ちょうどそのとき担当した職員が、実は今日参加しています。

先ほど大江先生から手づくり感のある計画というお話がありましたが、職員が自ら現場

に行って、地域における様々な情報を吸い上げて、それを計画の中に盛り込みながら作りあげてきました。

その中で、委員の皆様から様々な貴重な意見をいただいて、それを反映しながらいろいろディスカッションして、意見をやりとりして、結果的にこうしたいいものができたかなと思っております。

懇話会において、大江先生から、今後の施策を進めていく中で、研究会のようなものを立ち上げてはどうかというお話がありました。行政として施策を進めるだけではなくて、特定のテーマを持って、市町村と研究会みたいなものを作ってやっていったほうがいいのではないかとご意見ですが、そうしたことについても、今後検討していきたいと思います。本当に2年間ありがとうございました。

○大江座長 一応これでご意見をいただくところは終了でございます。

最後に、ご挨拶いただいて閉会にしたいと思います。事務局のほうにお渡しいたします。

○事務局 本日ももちまして、このメンバーでの会議は終了となります。2年間にわたりまして、貴重なご意見を大変ありがとうございました。

ここで一区切りになりますので、塩川部長のほうから皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

○塩川建築住宅部長 建築住宅部長の塩川でございます。

今お話がありましてとおり、今回で令和2年度からの住宅政策懇話会の議論が一区切りということでございますので、一言ご挨拶させていただきます。

今回、コロナ禍ということでオンラインの開催となりましたけれども、県のセキュリティの問題等々がございまして、画像や音声途切れるという場面が時々ございまして、本当にご迷惑をおかけしたところでございます。この場を借りてお詫び申し上げます。

今回のテーマは、住生活基本計画の改定ということで、ご存じのように、この計画は私どもが住宅政策を決める上で根幹となる計画でございます。委員の皆様には毎回さまざまな貴重なご意見をいただきまして、何とかこのように形づくることができました。ありがとうございます。

今後は、県議会や国との協議を経まして、3月末には改定計画として策定することになりますけれども、先ほども各委員からお話がありましてとおり、重要なことはその後の取り組みだというふうに考えてございます。住宅政策懇話会での議論を基にしまして、それぞれ定めました目標に向けまして、より具体的に施策の議論を事務的にしていくことという

ことになります。また、その際には委員の皆様に改めてご意見を伺う場面もあるかもしれませんが、引き続き県の住宅政策にご助言いただけましたら幸いです。

皆様、本当にどうもありがとうございました。

○大江座長 これで閉会いたします。

午後 3 時 14 分 閉会